

# うるま市社会福祉協議会中期経営計画

(令和 6 年度～令和 9 年度)



令和 6 年 3 月

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会

# 目次

## はじめに

<b>1 計画の策定にあたって</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) うるま市社会福祉協議会を取り巻く環境 . . . . .	1
(2) 計画策定の趣旨 . . . . .	2
(3) 計画の期間 . . . . .	2
(4) 計画の位置づけ . . . . .	3
<b>2 使命・経営理念・基本方針</b> . . . . .	<b>3</b>
(1) 使命 . . . . .	3
(2) 経営理念 . . . . .	3
(3) 基本方針 . . . . .	4
<b>3 社協活動五原則、市社協職員のスローガン・行動原則</b> . . . . .	<b>5</b>
<b>4 計画の体系とSDGs</b> . . . . .	<b>6</b>
<b>5 計画の体系に基づく、取り組みの課題、今後の方向性</b> . . . . .	<b>9</b>
<b>6 社協が取り組んでいる個別事業の課題、今後の方向性</b> . . . . .	<b>24</b>
<b>7 適正人員計画について</b> . . . . .	<b>35</b>
<b>8 組織体制の構築について</b> . . . . .	<b>38</b>
<b>9 計画の推進と進行管理</b> . . . . .	<b>39</b>
<b>10 巻末資料</b>	
(1) 中期経営計画策定委員会設置規程及び委員名簿 . . . . .	1
(2) 策定の経緯 . . . . .	7
(3) うるま市社会福祉協議会組織図（令和6年3月現在） . . . . .	9

## はじめに



このたび策定致します「うるま市社会福祉協議会中期経営計画」は、今後、令和6年度から令和9年度までの4年間、うるま市社会福祉協議会をどのように経営するのかを示すものです。

社会福祉法において、市町村社会福祉協議会の役割は「地域福祉の推進」と明示されていますが、その地域福祉の推進の主体は市民であり、本会はそれを市民に働きかける立場にあります。

その実践には、時代の変化や住民のニーズの移り変わりをいち早く察知し、それに即応していける経営を目指す必要があります。うるま市社会福祉協議会もこれまでの取り組みの見直しや、新たな取り組みの創出が求められるところであり、同時にうるま市社会福祉協議会職員の働き方についての見直しも急務となります。

これらを速やかに実行していく体制の確立のため、また、「誰もが共に支え合う“いーやんべー”のまちづくり」を基本理念とした「第4次地域福祉活動計画」は、行政と一体的な取り組みを共有するものであり、その具体的な取り組みを示すため本計画の策定に至りました。

また、市においては、2023年4月に全国初の「感動産業特区」宣言を行い、感動産業特区のコンセプトである『感動とは物事に対して「人」が触れることで生まれるもの。「感動産業」は「人づくり産業」でもある』との考えのもと、地域が誇る“感動資源”を活かし、あらゆる人々が感動を享受できるまちづくり、そして、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で地域につながり、参画することで、その人らしい生活ができる「地域共生社会」の実現を目指し、本会としても地域福祉活動を推進してまいります。

結びに本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました関係者の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会

会長 名護正輝



## ■ 1 計画の策定にあたって

### (1) うるま市社会福祉協議会を取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症拡大は我々の市民生活に大きな影響を与え続けています。生活困窮者の急増や感染症拡大防止対策による外出自粛やソーシャルディスタンスは人と人との関わりの寸断や心の距離も生むなど、生活課題をより拡大・顕在化させる結果となりました。

これまで感染拡大防止対策を講じながら制約されていた人のつながりや社会・経済活動は、令和5年5月より「5類感染症」となり、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、市民の自主的な取り組みをベースとした対応に代わり、様々な活動が再開し始めましたが、経済的困窮世帯の生活の再構築への課題はなお深刻化しております。

少子高齢化や家族形態の変容に伴う高齢者のフレイル状態の進行や、子どもの不登校やひきこもりの増加など、分断された社会活動への復帰に困難を抱える市民も少なくない現状が明らかとなっており、ますます既存の制度やサービスの提供だけでは解決が困難な「支援を必要とする市民」への総合的相談支援、社会的孤立の予防に向けた新たな地域とのつながり方を構築していくことが求められています。年齢や属性を超えた様々な主体が協働し、この難局を乗り越え、だれ一人取り残さない持続可能で多様性、包摂性のある地域づくりを推進することが必要です。

また、国においても地域共生社会の実現の具現化に向けて、「重層的支援体制整備事業」が創設され、うるま市においても令和5年度から、重層的支援体制整備事業の移行準備事業が始まりました。

本会においても「第四次うるま市地域福祉計画」及び「第4次うるま市地域福祉活動計画」を基本としながら、市と協働し、包括的支援のための住民の福祉意識の醸成と支え合いの仕組みづくり、「福祉教育」の推進、コミュニティソーシャルワーカーを軸とした関係機関、団体、ボランティア、企業等あらゆる主体との連携協働による総合相談体制の強化、支援ネットワークの構築、オンラインなどの多様な媒体も活用した地域のプラットフォームによる「新たなつながりの場」や「新たな取組みの創設」、居場所づくりなどを推進します。

地域福祉の推進を目的とする中核的な組織として、社会福祉法人連携による地域課題解決に向けて公益的な取組みを推進するとともに、生活困窮支援や子どものキャリア支援も含めた市内社会福祉従事者人材確保の取り組みを強化します。

こうした取り組みを計画的に推進していくためにも法令遵守や内部統制を強化し信頼される法人づくりを目指すとともに、法人運営や地域課題解決に必要な財源基盤の立て直しに取り組み、行政はもとより市民や地域活動団体、社会福祉法人、企業との協力関係を構築することが必要となります。

## (2) 計画策定の趣旨

本会では、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり、参画することで、その人らしい生活ができる「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉活動を推進しています。

中期経営計画は、本会が地域福祉を推進する中核的な団体として事業運営・経営ビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを明示するものです。

また、うるま市が策定する「第四次地域福祉計画」と一体的に「第4次地域福祉活動計画（令和4年度～8年度）」を策定し、地域福祉を推進する上での理念や方向性、具体的な取り組みを共有し、うるま市と本会が一体となって地域福祉の向上のために取り組んでいく計画となっております。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の実践にあたり、その中核となる本会は、中長期に渡って安定的かつ継続的に役割を担うことが求められます。

そのために、本会の経営基盤を計画的に整えていく必要があることから、本計画を策定しました。

## (3) 計画の期間

本計画の期間については、令和6(2024)年度を初年度とし令和9(2028)年度を目標年度とする4年間とします。

毎年度、「第四次福祉計画」及び「第4次地域福祉活動計画」との整合性を保つため、PDCAサイクルによる進行管理と評価、見直しを行います。

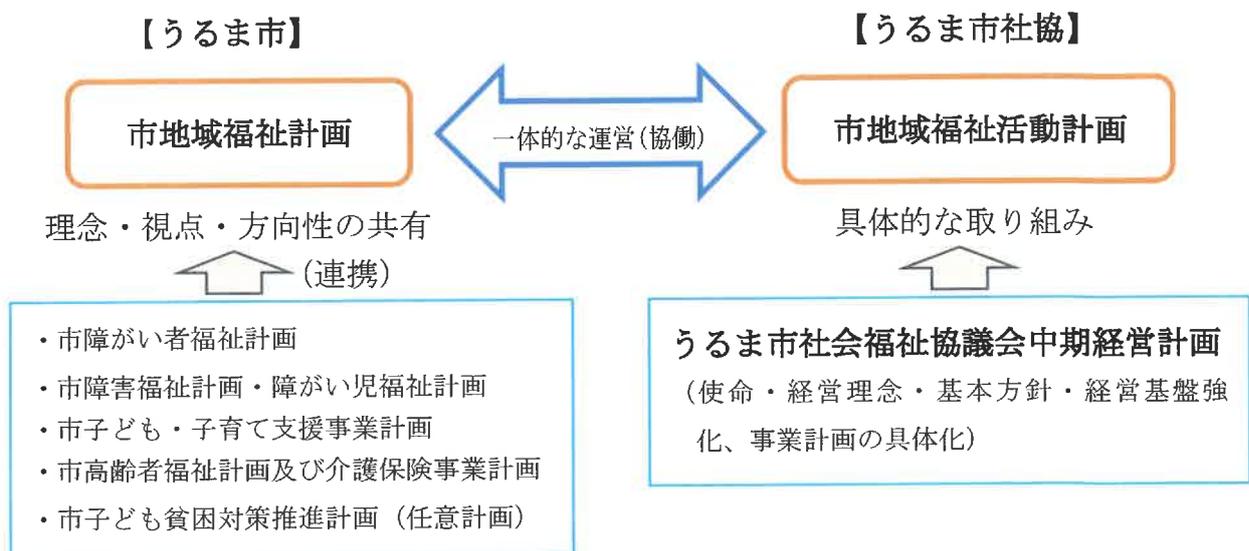
なお、令和8年度には、「うるま市第五次福祉計画」及び「うるま市第5次地域福祉活動計画」（令和9年度～令和13年度）の策定業務が行われることから、本会の中期経営計画についても、上記の両計画との整合性を含め、次期中期経営計画（令和10年度～14年度）を策定していきます。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
PDCAサイクルによる進行管理・評価・見直し	PDCAサイクルによる進行管理・評価・見直し	第四次福祉計画・地域福祉活動計画の評価及び次期計画策定	次期中期経営計画に向けた見直し及び策定

#### (4) 計画の位置づけ (地域福祉計画・地域福祉活動計画との関係)

本計画は、本会を取り巻く様々な変化に対応するため、使命・経営理念・基本方針を踏まえ、将来ビジョンを明らかにするとともに、重点課題の解決に計画的に取り組めるよう具体的方法を定めるものです。

また、本会が市と一体的に策定している「地域福祉活動計画」とは区別されるものの、相互に作用し機能（協働）することが求められ、ヒト・モノ・カネのマネジメントも含めた経営基盤の整備も含まれています。計画された取り組みは、毎年度策定する事業計画によって具体化し、実現できるようにします。



## ■ 2 使命・経営理念・基本方針

### (1) 使命

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み「誰もが共に支え合う“いーやんべー”のまちづくり」を推進することを使命とする。

### (2) 経営理念

本会は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき、事業を展開する。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

### **(3) 基本方針**

本会は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営業者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」(プラットフォーム)としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

### **■ 3 社協活動5原則、市社協職員のスローガン・行動原則**

社協運営の原則は、地域の住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て活動するのが大きな特徴であり、民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持ち、次の5つの原則のもとで活動しています。

#### **社協活動5原則**

##### **【住民ニーズ基本の原則】**

広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進めます。

##### **【住民活動主体の原則】**

住民の地域福祉への関心を高め、その主体的な取り組みを基礎とした活動を進めます。

##### **【民間性の原則】**

民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動を進めます。

##### **【公私協働の原則】**

公私の社会福祉及び保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、企業、住民等の協議と役割分担により、計画的かつ総合的に活動を進めます。

##### **【専門性の原則】**

地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動を進めます。

## 市社協職員スローガン

### “地域に寄り添う うるまあーる支援”

(※うるま+ゆいまーる)

## 市社協職員行動原則 (※社協活動5原則に立脚した行動原則)

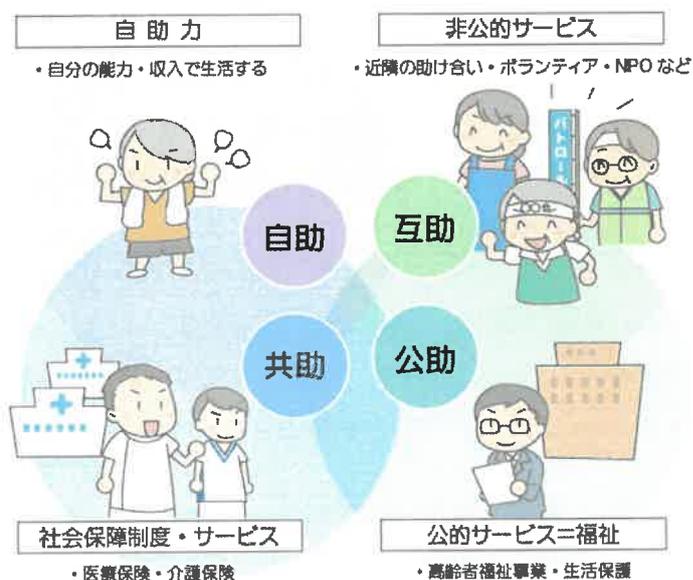
- 一. 私たちは常に行動力を大切に、地域ニーズにスピード感を持って対応します。  
(住民ニーズ基本の原則)
- 一. 私たちは常に地域住民に寄り添い、柔軟な姿勢で対応します。  
(住民活動主体の原則)
- 一. 私たちは常に感謝と笑顔で明るく、丁寧な姿勢で対応します。  
(民間性の原則)
- 一. 私たちは常に報・連・相を心がけ、チームワークで対応します。  
(公私協働の原則)
- 一. 私たちは常に専門職としての自覚と向上心を持ち、新しいことにチャレンジします。  
(専門性の原則)

本会が考える「職員行動原則」については、地域に寄り添い行動することが原則となりますが、地域共生社会の実現に向けた取り組みがより効果的に機能する

ために、次の「4つの助（自助・互助・共助・公助）」について、基本的な考え方とそれぞれの関係性を理解することが大切となります。

そして様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」の連携によって解決していく取り組みが必要となります。

また、災害時には、国や自治体、防災機関による「公助」が行き届くまでの間、「自助」「互助」「共助」を中心に対応していくことが大切となります。



## ■ 4 計画の体系とSDGs

具体的な計画の体系と取組み内容を定めるにあたり、職員間で「法人運営部門」「地域福祉活動推進部門」「在宅福祉部門」の3つの部門から本会の現状や課題の把握、分析を行い、また、「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」での本会社協の課題を抽出し、以下の「12の取組項目」に定め、実施内容及び担当課において取り組みます。

NO	取組項目	実施内容	担当課
1	理念に基づく計画的な経営	使命・経営理念・基本方針等の明文化と周知	総務課
		中・長期的な経営計画に基づく組織経営及び理事会・評議員会の適切な運営、活性化	総務課
		法令遵守の徹底、健全な経営のための財務管理及び適切な経理事務の遂行、不正防止	総務課
		事業継続計画（BCP）の策定	総務課
2	人材確保・育成・定着支援	職員の確保・育成・定着支援	総務課
		人事労務管理制度の構築	総務課
		人事評価制度の本格導入及び評価の活用	総務課
3	財源確保	多様な財源の確保・活用	総務課
		委託事業の適正化	全課
4	戸別会員・構成員	戸別会員（市民）の増強	総務課
		構成員（団体）会員制度の整備	総務課
		賛助会員（特別会員）制度の整備	総務課
5	広報・情報発信	会費等（寄附を含む）の用途や目的の情報発信	総務課
		社協の事業・活動等の発信（財務状況も含む）	全課
		その他情報公開の適切な実施	全課
6	住民主体による福祉活動の推進	住民の福祉活動の拠点整備及び組織化	地域福祉課
		地域の実態把握・分析、課題解決の体制づくり	地域福祉課 在宅福祉課
		ふれあい・いきいきサロン、子どもの居場所づくりや見守り活動の推進	地域福祉課 在宅福祉課
		ボランティアの育成、ボランティアグループやNPOの立上げ、活動支援	地域福祉課
		福祉教育の推進	地域福祉課
		住民主体の助け合い活動や生活支援サービスの推進	地域福祉課 在宅福祉課
		共同募金委員会と連携した共同募金・歳末たすけあい運動	全課
		発災時の災害ボランティアセンターの設置に向けた体制整備	総務課 地域福祉課

7	個別支援と地域づくりの一体的な展開	地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの適正配置	地域福祉課
		地域生活課題を把握し個別支援と地域づくりの一体的な展開	地域福祉課 在宅福祉課
		多様な主体との連携・協働による社会資源の開発	地域福祉課 在宅福祉課
		社会福祉法人ネットワーク連絡会の連携・拡充	地域福祉課
8	地域福祉計画・地域福祉活動計画	地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定	全課
		圏域ごとの地域福祉活動計画の策定の検討	全課
9	包括的な相談と支援	相談しやすい窓口の整備	地域福祉課
		相談を断らず、関係機関と連携し、受け止める体制づくり	地域福祉課
		アウトリーチの強化、住民との協働	地域福祉課
		社協内の連携や情報共有、記録の整備	全課
10	地域における多機関協働の推進	地域の相談支援機関、サービス事業所、福祉施設ネットワーク構築	地域福祉課
		多機関の連携・協働による複合的な課題への対応	地域福祉課
11	権利擁護支援の体制整備	権利擁護支援のネットワーク構築	地域福祉課
		権利擁護支援に関する事業の実施	地域福祉課
		法人成年後見制度の構築	地域福祉課
12	団体支援	各種団体への支援	在宅福祉課
		高齢者支援、市老連事務局体制構築支援	在宅福祉課

## 【SDGsとの関連】

国連において平成27年に採択された「持続可能な開発目標－SDGs (Sustainable Development Goals)」は社会経済や環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標を打ち出しています。

このSDGsが目標として掲げている「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりに相通じるものです。

また、SDGsの17のゴールの中でも、「目標1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や「目標3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」、「目標10：各国内及び各国間の不平等を是正する」、「目標11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」については、本会の日頃の取組とも非常に密接にかかわっています。

本計画は、地域福祉の側面、なかでも本会の組織体制づくりの側面からSDGsの実現を目指していく計画として位置づけられ、本会職員も“地球市民”の一員としてSDGsの17の目標における取り組みを意識し、自らの行動を問い直していくことに努め、本計画の策定・推進に伴う、上記12項目の取り組みについても、持続可能な社会をつくるための17の目標と整合性を図ることとするものです。



## ■ 5 計画の体系に基づく、取り組みの課題、今後の方向性

### (1) 理念に基づく計画的な経営



#### 【4年後のあるべき姿】

使命・経営理念・基本方針をすべての役職員、理事、評議員が理解し、本会業務に取り組み、参画することによって、中・長期的な視点から経営管理を行う事ができます。また、事業継続計画（BCP）に基づき災害発生時以後の対応を行います。

#### 【現状と課題】

これまで「使命・経営理念・基本方針」を制定しておらず、今回、本計画の中で定めることによって、役職員、理事、評議員に十分に周知を行い、中・長期的な経営目標・方向性を定めることによって、理事や評議員に対して、社協の事業・活動や課題について情報提供するとともに、理事や評議員が本会の運営に携わる機会を設けることによって、共に本会の更なる活性化に取り組むことができます。

理事及び評議員の定数についても、令和7年度の改選時において見直しを行います。

法令遵守の徹底、健全な経営のための財務管理及び適切な経理事務の遂行、不正防止においても、コンプライアンスに関する管理体制を整備し、また、月次、四半期、年次ごとの適切な財務管理は勿論のこと、中・長期的な視点からの経営管理を行う事が必要となります。

また、本会において、自然災害や感染症発生時の各種事業の判断等について、事業継続計画（BCP）の策定を早急に行う必要があります。

#### 【今後の方向性】

本会の「使命・経営理念・基本方針」を役職員、理事、評議員に浸透させるとともに、法人の中期経営計画を策定し、年度ごとの事業計画に反映させていきます。下記実施項目について、毎年度進捗管理を行っていきます。

実施項目	部署	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
使命・経営理念・基本方針の周知	総務課	周知・継続	周知・継続	周知・継続	周知・継続
組織経営及び理事会・評議員会の適切な運営、活性化	総務課	理事・評議員との連携	理事・評議員改選	理事・評議員との連携	理事・評議員との連携
法令遵守、財務管理、不正防止等	総務課	推進・継続	推進・継続	推進・継続	推進・継続

事業継続計画 (BCP) の策定	総務課	→			
		前半で策定	継続	継続	継続

## (2) 人材確保・育成・定着支援



### 【4年後のあるべき姿】

職員の管理・教育・支援体制、人事労務管理制度の構築及び人事評価制度を実施することにより、誰もが働きやすく、働き続けられる職場となり人材確保・育成・定着を推進できている。

### 【現状と課題】

社協としての職員像や人材確保・育成・定着に関する方針、職員体制に関する基本的な考え方を明確化する。

現在、社協職員への研修を実施しているが、業務に追われ全員が参加できない状況にあるため今後は、実施時期等も考慮に入れ計画を立てる。

ストレスチェックの実施や管理職や職員の研修等、職場のメンタルヘルスに関する対策を実施している。

人事評価制度の実施を行っているが、制度に対して職務として捉えてない状況であるため、令和6年度の実施については再研修を行い全員の評価ができるよう対策を講じる必要がある。

### 【今後の方向性】

- ・社協職員研修の参加できる日時を配慮した研修日程を設定する。
- ・ストレスチェックの実施や管理職や職員の研修等、職場のメンタルヘルスに関する対策を実施しているので、継続して実施していく。
- ・人事評価制度の令和6年度から本格実施をし、評価の精度あげていき、将来的には評価の活用として人事や給与等に反映させていく。

実施項目	部 署	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
職員の確保・育成・定着支援	総務課	→			
		職員の定着支援等に関する方針を検討する	推進・継続	推進・継続	推進・継続
人事労務管理制度の構築	総務課	→			
		研修の実施	推進・継続	推進・継続	推進・継続
人事評価制度の本格導入及び評価の活用	総務課	→			
		実施・継続	推進・継続	推進・継続	推進・継続

### (3) 財源確保



#### 【4年後のあるべき姿】

多様な財源の確保と事業の精査を行う事によって、住民ニーズに柔軟に対応できる体制の構築が進んでいる。

#### 【現状と課題】

介護保険事業の廃止により、社協財源としては、会費（戸別、賛助、団体、特別）、寄附金、共同募金と市や県からの委託に伴う「公的財源」からなっており、22事業を展開している。

今後は財源確保も含め、社協としてやるべき事業の精査を行い中長期的に計画を立て実施していく必要がある。

#### 【今後の方向性】

- ・新たな財源確保の企画（各種チャリティー、ファンドレイジング等）
- ・事業のスクラップ&ビルドを検証
- ・支出の見直し、コスト削減を図る。
- ・電子マネーとかYouTubeなどを利用した資金造成の仕組みの研修

実施項目	部署	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
多様な財源の確保・活用	総務課	→			
		新たな財源確保の検討	推進・継続	推進・継続	推進・継続
委託事業の適正化	全課	→			
		推進・継続	推進・継続	推進・継続	推進・継続

### (4) 戸別会員・構成員



#### 【4年後のあるべき姿】

会費・寄付金・共同募金などの用途を明確にし、社会情勢の見極めながらあらゆる選択肢を視野に今後の方策を探っていき、安定した資金造成が構築していきます。

#### 【現状と課題】

- ・戸別会費については、自治会を通して協力していただいている関係上、毎年ほぼ横ばい状態であり、自治会未加入の住民に対しての対応を自治会と共働して不動産会社への働きかけをし、会員の確保拡大について検討した

い。(自治会加入率「令和4年度は46.7%」)

- ・賛助会員、団体会員、特区别会員として毎年同様の企業・団体等に会費をお願いしている関係上、ほぼ横ばいで推移している状況であるので、企業や団体の地域福祉への関心や社協の事業・活動への参加意識の醸成、ファンディングを目的として、賛助・団体・特別会員についてはこれまで以上に加入促進を図る取り組みを進める。

### 【今後の方向性】

- ・戸別、団体、賛助、特別会員の会費（単価等）の見直し
- ・会費の使途の明確化
- ・自治会未加入世帯への働きかけについて、自治会と共働し不動産会社等への働きかけ戸別会員・募金の確保拡大
- ・新たな資金造成（チャリティー、ファンディング等）の企画
- ・企業等とタイアップした新たな資金確保の企画

実施項目	部署	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
戸別・賛助・団体・特別会員の増強	総務課	・戸別、団体、賛助、特別会員の会費の見直し検討 ・戸別、賛助、団体、特別会員増強取り組み	団体・特別会員の会費の見直し実施	推進・継続	推進・継続
資金造成に係る関係団体等との連携（チャリティーイベント等）	総務課	連携・継続	連携・継続	連携・継続	連携・継続
福祉課題解決のための財源確保に向けた取り組みの推進（独自収益事業等）	総務課	検討・実施	実施	実施	実施
寄附金募集の推進（寄附プログラムの作成等）	総務課	作成・実施 住民周知	周知・実施	周知・実施	周知・実施

## （5） 広報・情報発信



### 【4年後のあるべき姿】

市民に分かりやすくあらゆる媒体を活用し、タイムリーな情報の発信している。

## 【現状と課題】

会費の使途や目的について丁寧に情報提供を行い、寄附も含めた「見える化」を行う必要がある。

現在は社協だより（年4回）、ホームページ、SNS（Facebook、Instagram、LINE）、YouTube等の多様な媒体を活用して積極的な広報活動を行っているが、印刷費の高騰により紙ベースの広報については検討が必要である。

マスコミの活用（新聞、テレビ、ラジオ、FMうるま）で、社協事業・活動や住民の福祉活動について配信を行っている。

社協の活動等わかりやすい内容となるようなホームページのリニューアルに取り組んでいる。（令和5年度取り組み）

## 【今後の方向性】

- ・ホームページを活用した、新たな寄付の開発
- ・独自のチャリティーイベントなどの計画
- ・社会福祉法人として、法令に基づく情報公開を確実に行う。
- ・現況報告書に、「地域における公益的な取り組み」の内容をホームページなどに掲載する。

実施項目	部 署	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
社協だよりの発行(4回発行)	総務課	・継続発刊及び発刊について見直し	強化・推進	強化・推進	強化・推進
ホームページ・SNS・YouTube等による情報の発信	全課	職員研修の実施 強化・推進	強化・推進	強化・推進	強化・推進
うるま市広報誌等の活用 (イベント等の告知)	全課	強化・推進	強化・推進	強化・推進	強化・推進
うるま市福祉まつり及び福祉大会の検討・実施	総務課	開催について見直し検討	強化・推進	強化・推進	強化・推進

## (6) 住民主体による福祉活動の推進



## 【4年後のあるべき姿】

地域住民や地域のあらゆる団体・組織と協働して地域生活課題を把握し、住民の主体による解決や福祉活動など地域づくりに向けた取り組みを計画的・総合的に展開している。

## 【現状と課題】

- ・自治会と連携して、出前講座の実施や支え合い委員会の設置を進め、現在、7か所の自治会に支え合い委員会を設置しているが、全ての自治会への設置を広げる必要がある。
  - ・ボランティア団体や個人が主体的に活動できる場として、週2回「ボランティアサロン」を設置して、延139回（令和6年1月現在）利用がある一方で、利用団体が固定化されつつある。
  - ・49の自治会で開催されている情報交換会に参加し、個別ケースや地域のイベントなどの情報共有やボランティア相談等を行っているが、情報交換や相談、ボランティアニーズ等の中から地域の課題把握や分析に努める必要がある。
  - ・住民主体の子どもや高齢者等の居場所づくりの支援として活動費の助成を行い、現在、5か所の子どもの居場所へ助成を行っている。子どもや高齢者等が身近な場所に集える場「いきいきサロン」を広げる必要がある。また、多様な住民のためのフリーサロンの設置についても必要。
  - ・ボランティアセンターを設置し、ボランティア相談・斡旋、団体等の活動支援・活動費助成などを行っている。また、小学校等を対象に福祉教育講師斡旋、子ども体験事業を実施、若い世代の福祉への関心と理解を深める教育を行っている。企業、社会福祉法人、ボランティア団体等と連携し、さらなる福祉教育への参画を促す必要がある。また、住民や地域への福祉教育、地域福祉を担う人材育成の強化に取り組む必要がある。
  - ・大規模な災害の発災に備えて、災害ボランティアセンター設置・運営に向けたマニュアルは策定されていない。また、災害対応マニュアルの見直しと発災を想定した訓練ができてない。
- ・令和5年度より募金活動者の負担軽減のため共同募金委員会地区推進委員会の廃止を行った。今後については募金活動者とのつながり強化を図るための新しい取り組みが必要となっている。

### のぎざか

#### （うるま市生活支援体制整備事業）

- ・情報共有の場を開催する際に、幅広い世代に参加してもらうため開催時間の設定等を配慮することにより参加者が増えた。
- 情報共有会を継続していくことで、地域の見守りや、自治会活動の活性化につなげて行く。

#### （うるま市生きがい活動支援通所事業）

- ・体力低下の改善に向けて、継続的に体力維持を図っている。
- ・参加者や推進員の減少をどのような取組で増やしていくか。
- ・活動内容のマンネリ化の改善と、主体的活動にむけ担い手不足のため、リーダー育成を図る。

一育成を図る。

### 【今後の方向性】

- ・自治会に対し、支え合い委員会の設置に向けた働きかけを積極的に行い、支え合い委員会を全自治会に広げ、地域での支えあう関係づくりをすすめます。また継続的に活動できるよう支援していきます。
- ・ボランティアサロンとしての拠点整備を強化し、ボランティア団体や個人が地域での福祉活動の展開につながるよう支援していきます。
- ・支え合い委員会など地域での情報交換会やボランティア相談等をとおして、地域の活動や課題を共有し、地域の実態把握や分析に努めます。
- ・地域に対し「いきいき・ふれあいサロン」を積極的に周知するとともに、地域づくりを担当する部署（コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーターなど）と情報を共有し、サロン活動の取組みの普及に努めます。
- ・研修や講座などをとおして、ボランティア活動や住民参加による地域福祉活動への理解を深め、地域福祉を担う人材の育成をすすめます。地域福祉活動への様々な参加・連携・協力の在り方を周知し、ボランティアグループや NPO 等の連携による地域での福祉活動の展開につながるよう支援していきます。
- ・地域に根づいた福祉教育の充実のため、これまでの小学校等への福祉教育のプログラムの開発・実施をすすめます。
- ・地域企業やボランティア団体への働きかけを強化し、協働して福祉教育の機会づくりに取り組みます。
- ・災害ボランティアセンター運営マニュアルを策定し、災害支援が安定的継続的に行えるよう体制整備の構築と訓練を実施します。また、平成 29 年度に策定した災害対応マニュアルを機構改革に伴い見直しする。
- ・行政及び企業等との災害協定の締結。
- ・共同募金・歳末たすけあい募金を地域福祉の財源確保という面だけではなく、地域住民や企業と共に地域課題を解決するためのソーシャルアクションとして、共同募金委員会を中心に、多様な個人、団体等と連携し募金運動に取り組みます。

### （うるま市生きがい活動支援通所事業）

- ・体力維持に繋がる体操などを取り入れながら、実情に応じた講師依頼を行い、他市町村の活動内容の情報収集を行う。
- ・活動していく中での手引きの内容見直しを行い（65歳以下でも、推進会の判断により参加させることは可能）と追記し参加者増を目指す。  
減少を防ぐために、世代間・他地区との交流を増やし参加意欲の向上に繋げる。
- ・e スポーツと共に、新たな情報提供を行い活動の幅広い展開を目指しながら、主体的な活動が行えるよう、必要に応じたコーディネートを行う。
- ・推進会が主体的に実施していけるよう、推進員の育成のための講習会の実施

実施項目	部 署	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
住民の福祉活動の拠点整備及び組織化	地域福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
地域の実態把握・分析、課題解決の体制づくり	地域福祉課 在宅福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
ふれあい・いきいきサロン、子どもの居場所づくりや見守り活動の推進	地域福祉課 在宅福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
ボランティアの育成、ボランティアグループやNPOの立上げ、活動支援	地域福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
福祉教育の推進	地域福祉課 在宅福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
住民主体の助け合い活動や生活支援サービスの推進	地域福祉課 在宅福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
共同募金委員会と連携した共同募金・歳末たすけあい運動	全課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
機構改革に伴い災害対応マニュアルの見直し	総務課	強化推進	強化推進	強化推進	強化推進
発災時の災害ボランティアセンターの設置に向けた体制整備	総務課	前半に策定			
	地域福祉課	後半にマニュアルに沿った訓練実施	強化推進	強化推進	強化推進

## (7) 個別支援と地域づくりの一体的な展開



### 【4年後のあるべき姿】

個別支援と地域支援を一体的に提供できるソーシャルワークの専門性と地域づくりを進めるコーディネート機能を発揮し、多様な主体の連携・協働により、地域生活課題解決に取り組むことができている。

### 【現状と課題】

- ・うるま市からの委託事業で包括的相談推進員として非常勤職員 5 名、法人の正規職員 2 名をコミュニティソーシャルワーカーとして配置している。
- ・地域の情報交換の場（支え合い委員会など）に参加し、地域や個別ケースの困りごとや課題など把握したことを地域づくりにつなげていくことが必要である。
- ・ボランティアの相談やボランティア活動支援で得た情報から地域の困りごとや課題を把握する必要がある。
- ・「複合・狭間の課題」が増え、専門機関だけでは十分な対応が難しくなっている。
- ・障がい者当事者やボランティア団体等と連携した福祉教育の実施、NPO 法人や地域団体等との協働による子ども体験事業を実施しているが、社会資源の開発までは不十分。
- ・社会福祉法人との連絡会を年 2 回程度開催し、法人間の顔の見える関係づくりとうるま市の地域課題の共有を行い、課題解決に向けた協働の取組み（フードドライブ、就活応援フェア、法人後見推進検討委員会設置など）を実施。また、地域見守りネットワーク協定の締結も推進している。社会福祉法人の公益的取組みの必要性を周知し、社会福祉法人の地域福祉推進へのさらなる参画を促すことが必要である。
- ・参加者の心身面の低下が見られる、体力の維持に向けては、体操の DVD や健康器具・専門講師の紹介を行い、血圧が高い地域は、推進会や自治会長に相談し、その地域内外から協力出来るナースを探してもらおうよう協力を仰いでいる。

また、参加者から本人や家族の悩みを聞いた場合は、速やかに自治会長や書記、推進員や包括などに伝えている。

### 【今後の方向性】

- ・コミュニティソーシャルワーカーを継続的に配置できるよう努めます。
- ・各担当コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーターなど）は、地域の話し合いの場（支え合い委員会など）に参加し、地域や個別ケースの困りごとや課題の把握に努め、地域づくりと一体的な展開を図ります。
- ・地域活動への様々な参加・連携・協働の在り方を周知し、NPO 法人や企業、地域団体等の連携による地域での福祉活動の展開と社会資源の開発に取り組みます。
- ・社会福祉法人には「公益的な取組み」が求められていることから、市内の社会福祉法人とのネットワークを強化し、うるま市の地域課題解決に向けて協働できる体制を整備していきます。

(うるま市生活支援体制整備事業)

- ・配置 第1層コーディネーター（市内全域） 1名
- ・〃 第2層コーディネーター（日常生活圏域）7名
- ・市内の事業所による移動・買い物支援などのネットワークを確立しつつ必要に応じ、地域に情報提供を行う。

(うるま市生きがい活動支援通所事業)

- ・参加者の心身面の維持に向け、これまで同様、推進会や自治会長、地域の協力者や関係機関に協力を仰いで連携を取っていく。

実施項目	部署	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの配置	地域福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
地域生活課題の把握、個別支援と地域づくりの一体的な展開	地域福祉課 在宅福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
多様な主体との連携・協働による社会資源の開発	地域福祉課 在宅福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
社会福祉法人・福祉施設との連携・協働	地域福祉課 在宅福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化

## (8) 地域福祉計画・地域福祉活動計画



### 【4年後のあるべき姿】

地域住民や団体等が参画した地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、全ての職員が理解し、意識して業務に取り組むことができている。また基幹福祉圏域ごとの地域福祉活動計画策定の体制を構築しています。

### 【現状と課題】

- ・行政の地域福祉計画と一体的に第4次うるま市地域福祉活動計画を策定したが、全ての職員で共有がされていないため、職員の理解や意識が十分とはいえない。
- ・地域福祉活動計画の見直しや次期計画の参考にするため、地域住民を対象とした地域懇談会を3回開催した。

- ・計画の策定や見直しにあたっては、地域住民や地域のあらゆる団体・組織などと協働のもと策定・見直しする必要がある。
- ・うるま市では基幹福祉圏域として、現在 5 圏域で設定している。圏域ごとの地域福祉活動計画は策定していない。

### 【今後の方向性】

- ・全ての職員に地域福祉計画及び地域福祉活動計画を浸透させ、事業に反映させていきます。また、計画の評価や見直しなどを行うため、地域懇談会等の開催、各課各事業の実施状況等の把握を行います。
- ・地域住民や様々な関係団体・組織などの意見や発想を取り入れ、地域住民やあらゆる団体・組織等と協働して、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定します。
- ・圏域ごとの地域福祉活動計画については、策定の検討を行い、推進していきます。

実施項目	部 署	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定	全課	推進・評価 見直し	推進・評価 見直し	次期計画策定	推進・評価 見直し
		→			
圏域ごとの地域福祉活動計画の策定	全課	検討	検討	検討	検討

### (9) 包括的な相談と支援



#### 【4年後のあるべき姿】

法人内で分野を超えた相談支援、情報共有の体制を構築し、関係機関や住民との連携強化を図り、多様な福祉ニーズや地域課題を共有していくことで、支援が必要な方を地域全体で支え合う仕組みができている

### 【現状と課題】

- ・総合的な相談、支援を行うコミュニティソーシャルワーカー7名を配置し、ワンストップによる相談、支援を行っている。
- ・日常生活自立支援事業の専門員4名を配置し、福祉サービス利用援助等の相談、支援の対応をおこなっているが、訪問等で不在が多いため、事前連絡のうえ、日程調整後に対応になる事が多い。本事業の対象とならない場合においても、関係支援機関とノウハウの共有等のサポートを行っている。相談内容に応じて他機関へのつなぎや連携を図っている。

- ・障がい者相談支援事業では相談員 2 名配置。また週 1 回役所に出向し来所相談に対応している。ソーシャルワークを基本とし、他専門機関で対応した方が良い場合は、連携して対応している。相談員が、訪問や会議等で不在の場合は、来所の相談に対応できない。(伝言等で申し送り、後日対応)
- ・生活福祉資金貸付事業は相談員 5 名を配置し、基本予約優先で対応している。貸付に該当しない場合は、他機関(家計支援など)を案内するが、本人が支援に拒否的であったり、つなぎ先がないケースもある。
- ・係内においては、定例でケースの共有や調整会議、事例検討などを行っているが、他係や社協内の連携や情報共有の体制を構築していくことが必要である。
- ・相談室が1か所しかなく、カウンターやロビーで対応する場合もあり、プライバシーに配慮し安心して相談ができる環境整備が必要である。

### 【今後の方向性】

- ・事業担当による「縦割り」の対応ではなく、社協内の各部署・各係がつながりながら支援を展開していきます。また、地域住民からの相談を受け止め、組織全体で対応する連携体制を構築します。さらに相談窓口で待つだけでなく、積極的にアウトリーチしていきます。
- ・関係機関や地域住民とも連携し、様々な分野の情報共有・協働を進め、「重層的な支援体制」「断らない相談体制」を構築します。
- ・相談者が安心して相談できる環境整備に努めます。

実施項目	部 署	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
相談しやすい窓口の整備	地域福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
相談を断らず、関係機関と連携し、受け止める体制づくり	地域福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
アウトリーチの強化、住民との協働	地域福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
チームによる対応、スーパービジョン	地域福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
社協内の連携や情報共有、記録の整備	全課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化



【4年後のあるべき姿】

複合的な課題を抱える市民の相談について、各種関係機関や民生委員児童委員、地域団体等の多様な主体が協働しながら支援を考え、相談者やそれぞれの支援者の強みを持ち寄りながらチームアプローチできる体制を推進し、専門職の支援に止まらない自助、互助の体制を構築している。

【現状と課題】

- ・現在、地域カンファなど様々な職種がテーブルを交え、それぞれの抱える課題や情報を持ち寄り、様々な分野の相談を多様な分野の相談職種と一緒に考える体制は作られている。しかしながら、活動を推進して4年が経過したが今だに賛同を得られない機関もあり、主管課をとおして庁内連携を含めた趣旨の理解に関する働きかけを求めている。

【今後の方向性】

包括的支援体制の構築に向け、その理念やミッションを引き続き啓発し、各種相談の視点合わせを福祉政策課とともに推進していくことで、「だれ一人取り残さない」をとともに目指せる「チームうるま」の体制づくりを行います。

また、現在は本所集約型で行っている会議について地域性を鑑みつつ、各地区で「我が事、丸ごと」の話し合いのテーブルを展開できるよう、「支えあい委員会」を推進します。

実施項目	部 署	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域の相談支援機関、サービス事業所、福祉施設ネットワーク構築	地域福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化
多機関の連携・協働による複合的な課題への対応	地域福祉課	継続・強化	継続・強化	継続・強化	継続・強化



### 【4年後のあるべき姿】

利用者等の権利擁護支援を行い、地域で安心して生活ができるようネットワークの構築に取り組んでいる。

### 【現状と課題】

権利擁護センター事業、日常生活自立支援事業をうるま市、県社会福祉協議会より受託し当事者を中心に各支援者と連携しながら支援を行っている。

高齢者の増加や障がい福祉サービス利用者の増加により、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業に関する相談が増えている。

### 【今後の方向性】

利用者に関わる機関や民生委員などへ制度の周知を行いながらネットワークの構築を行い、生活支援員養成・フォローアップの取り組みを継続し、質の高い利用者支援に努めます。

また、法人後見に関する勉強会などを行い、法人後見事業の構築を図ります。

実施項目	部 署	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
権利擁護支援のネットワーク構築	地域福祉課	検討・調整	定例会議		
権利擁護支援に関する事業の実施	地域福祉課	継続・実施	継続・実施	継続・実施	継続・実施
法人成年後見制度の構築	全ての係	検討	検討	実施	継続

### (12) 団体支援



### 【4年後のあるべき姿】

各団体が自立した組織体系を持ち、主体的に団体活動を推進することで各団体の社会的な役割が、これまで以上に広く市民に対し理解を得ることができている。

### 【現状と課題】

団体支援の考え方として、本会が担うべき支援としては、各団体運営が自立した組織として運営できるよう支援していくことが必要である。

現在、身障協及び母子会については、各々事務局を有し、職員を配置して自主的な運営が出来ており、必要時に本会に対して協力要請を行いながら調整を

行っています。

市老連につきましては、これまで市老連事務を本会が担っていた経緯から現在も本会の本務職員及び非常勤職員2名で事務を行っている状況です。

現在、市老連の課題については、市老連の活動拠点（事務所等）、事務局体制（支部も含む）の整備、自主的活動の推進、休会中の単位老人クラブの再開等、課題が山積しており、本会としても高齢者支援の観点からこれらの課題について取り組んでまいります。

また、高齢者のいきがづくりなど介護予防の観点からも、市と連携を行い市老連の自立した事務局体制の構築に向けて支援していく必要があります。

### 【今後の方向性】

市老連は、自主的な会活動を行うために活動拠点、事務所及び事務職員の配置等の必要があるためこれらの課題解決に向けて必要な支援を行っていきます。

身障協及び母子会は、自主的な活動が今後においても継続されるような協力体制に努めます。また、団体支援の窓口として団体支援係を設置する必要性について今後検討を行っていきます。

実施項目	部 署	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
高齢者支援、市老連事務局体制構築支援	在宅福祉課	事務局長体制構築に向けた支援	継続支援事務局体制支援	自主運営の支援	自主運営の支援
各種団体への支援	在宅福祉課	継 続	本会全体での支援体制への移行		
		団体支援係の見直し検討	団体支援係の見直し実施		

## ■ 6 社協が取り組んでいる個別事業の課題、今後の方向性

現在、本会が取り組んでいる事業については、地域共生社会の実現に向け、各種の相談活動の取り組みの中から住民のニーズの把握に努め、行政及び関係機関はもとより、NPO法人や各種団体、企業などと「連携・協働」し取り組んでおります。

しかしながら、今後は、あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築「包括的な支援体制づくり」を行い、さらに住民ニーズにあった事業に取り組んで行かなければなりません。そのためには、各実施事業の精査を行い「継続すべき事業」「縮小・廃止していく事業」「新たに取り組むべき事業」について、令和6年度は、事業実施を進めながら、令和7年度以降に向けて改めて検討を行ってまいります。

### 法人運営事業（自主事業）

財源：社協会費・寄附金・共募配分金

#### ① 組織運営に関する事項

担当課：総務課

目的 内容 課題	組織のガバナンス強化、事業の透明性の向上や財務規律の強化など、社会福祉法人制度改革において求められている諸課題に対して、具体的かつ必要な対応を図り、本会の役割及び活動に対する地域住民の理解を促進します。 理事については社協事業への参画を推進します。			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
理事会・評議員会の開催 （社協事業の推進を担う）	年3～5回開催	理事・評議員の改選	年3～5回開催	年3～5回開催
業務監査の実施 （法人監査、税理士会計監査月1回）	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
役員・管理職会議・ 管理職会議等の開催	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
うるま市との連携 （事業・補助金等）	常に行政と連携を持ち地域福祉の推進に取り組む			
各種委員会等の設置運営	社協に設置する各種委員会の適正な運営に努める			

#### ② 自主財源の確保

担当課：総務課

目的 内容 課題	社協の財務状況を職員一人ひとりが問題として認識し、法人全体で財政難を改善する戦略が必要です。財務状況を情報共有し、各種経費の節減や社協会費等を含めた新たな自主財源確保の取り組みについて、役職員及び理事の協力体制による新たな試みを展開し、法人の健全経営に努めます。			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
社協会員加入促進（戸別会員・賛助会員・団体会員・特別会員）	・団体・特別会員の会費の見直し検討 ・戸別、賛助、団体、特別会員増強取り組み	団体・特別会員の会費の見直し実施		
資金造成に係る関係団体等との連携（チャリティーイベント等）	連携継続	連携継続	連携継続	連携継続

福祉課題解決のための財源確保に向けた取り組みの推進（独自収益事業等）	検討・実施	実施	実施	実施
寄附金募集の推進（寄附プログラムの作成等）	作成・実施 住民周知	周知・実施	周知・実施	周知・実施

### ③ 広報活動の充実・強化

担当課：全課

目的 内容 課題	<p>社協の福祉事業をはじめ、各種福祉団体の活動紹介や共同募金運動などについての情報発信に取り組み、市民をはじめ関係機関・団体等への周知を図り、社会福祉に関する理解を深めていきます。</p> <p>また、ホームページやSNS等も積極的に活用し、リアルタイム情報も発信できるように努める。なお、著作権や個人情報流出等に対して充分配慮して取り組むようにする。</p>			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
社協だよりの発行(4回発行)	・継続発刊 ・発刊について検討			
ホームページ・SNS等による情報の発信	強化・推進	強化・推進	強化・推進	強化・推進
うるま市広報誌等の活用（イベント等の告知）	継続活用	継続活用	継続活用	継続活用
うるま市福祉まつり及び福祉大会の検討・実施	・継続実施 ・福祉大会の実施方法を検討	継続実施	継続実施	継続実施

### ④ うるま市共同募金委員会への協働

担当課：総務課

目的 内容 課題	<p>地域住民が安心して暮らせる地域づくりに必要な、市民による多様な福祉活動の推進と市民相互のたすけあいを基本とした募金活動に取り組みます。</p> <p>募金の周知についてもホームページやSNS等も積極的に活用し、リアルタイム情報も発信できるように努める。また、共同募金運動について各関係団体の協力支援ができるよう調整を行う。</p>			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
共同募金委員会の運営	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
共同募金通信の発行	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
共同募金運動の協力支援	継続実施及び協力体制の構築	継続実施	継続実施	継続実施

### ⑤ 第4次うるま市地域福祉活動計画の評価・推進

担当課：全課

目的 内容 課題	<p>市の策定する「第四次地域福祉計画」と一体的に取り組んだ「第4次うるま市地域福祉活動計画」に基づき、各種事業を推進します。また、評価のための地域の懇談会や、「うるま市地域福祉活動計画評価検討委員会」を設置し、地域住民、福祉団体等と協働した地域福祉の推進を目指します。</p>
----------------	---

事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域福祉活動計画の推進	継続・推進	継続・推進	計画見直し 第5次計画策定	継続・推進
地域懇談会や、「うるま市地域福祉活動計画評価検討委員会」の設置による計画の評価	継続・推進	継続・推進	計画見直し 第5次計画策定	継続・推進

## 包括的支援体制の推進に向けた 各種事業の強化・推進

### 【相談支援事業】

担当課：地域福祉課

#### ⑥ 地域ふれあい相談支援事業（市受託事業）（重層的支援体制整備移行準備関連）

目的 内容 課題	<p>地域共生社会の実現の理念の下、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業への移行準備を行うために地区圏域に包括的相談推進員(CSW)を配置し、総合相談や関係機関等とのネットワークの体制づくり、地域住民等との支え合いの場づくりなどの環境整備を行う。</p>			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域住民のための総合的な相談の実施	継続	継続	継続	継続
コミュニティソーシャルワーカー(包括的相談推進員)の配置(各地区圏域ごと)	継続	継続	継続	継続
多様な関係機関等との協働による支援体制の推進・強化	継続	継続	継続	継続
参加支援、地域づくり支援の推進・強化	継続	継続	継続	継続

#### ⑦ 生活福祉資金貸付事務事業（県社協受託事業）

担当課：地域福祉課

目的 内容 課題	<p>低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯を対象に必要な資金を他から受けることが困難な世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行います。</p>			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の貸付と相談支援	継続	継続	継続	継続

#### ⑧ 福祉金庫貸付事業（自主事業）

財源：社協会費・寄附金

担当課：地域福祉課

目的 内容 課題	<p>低所得世帯に対し、生活維持のため必要な資金を応急的に貸付けることにより、生活意欲の助長促進を図るとともに、必要な相談支援を行います。</p>			
----------------	---	--	--	--

事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の貸付と相談支援	→			
	継続	継続	継続	継続

⑨ 法外援助事業（自主事業 財源：社協会費・寄附金・共募配分金 担当課：総務課

目的 内容 課題	<p>公的制度や、その他必要な援護を受けることが困難または緊急に援護を必要とする低所得世帯（者）等に対し、緊急かつ一時的な食費や生活費、医療費等を給付することで、当面の生活を確保し、関係機関とともに相談者の生活再建の支援を行います。今後は財源確保に向けての検討を行う。</p>			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生活援助	→			
	継続	継続	継続	継続
災害援助	→			
	継続	継続	継続	継続

⑩ うるま市権利擁護センター事業（市受託事業） 担当課：地域福祉課

⑪ 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）※ 事業内容は同じ

目的 内容 課題	<p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービス利用援助を行います。また、権利擁護に関する普及及び啓発活動を実施し、対象者が地域で安心して生活できるよう環境づくりに努めます。併せて、市民の成年後見制度の理解促進や利用に関する相談支援を推進します。</p>			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
権利擁護センターの体制、機能の充実	→			
	継続・機能強化	継続・機能強化	継続・機能強化	継続・機能強化
専門員の配置と支援員の担い手の確保	→			
	継続・機能強化	継続・機能強化	継続・機能強化	継続・機能強化

⑫ 緊急預かり支援事業（自主事業） 財源：社協会費 担当課：地域福祉課

目的 内容 課題	<p>権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の利用が必要且つ緊急的に通帳や印鑑等の預かりが必要と判断される要支援者を対象に、緊急預かり支援を実施し、その権利を擁護します。</p>			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
通帳、印鑑等の預かり保管	→			
	継続	継続	継続	継続

⑬ 障害者相談支援事業（市受託事業） 担当課：地域福祉課

目的 内容 課題	<p>障がい者（児）が住み慣れた地域で希望する生活が実現できるよう生活相談支援を総合的かつ継続的に行います。</p>			
----------------	--	--	--	--

事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
相談支援専門員数	継続	継続	継続	継続
相談者見込数 （実人員）	継続	継続	継続	継続

⑭ 障害者地域活動支援センター事業（市受託事業） 担当課：地域福祉課

目的 内容 課題	障がい者がその有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、生活相談支援を行うとともに、社会参加活動や創作活動支援をとおして、自立意欲を高め社会復帰と社会参加の促進を図ります。			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
利用者数 （人）/1日	継続	継続	継続	継続

⑮ 指定特定相談支援事業（自主事業）

⑯ 指定障害児相談支援事業 ※ 事業内容は同じ 担当課：地域福祉課

目的 内容 課題	障がい者（児）の自立支援を目指し、利用者のニーズに応じた適切なサービス等利用計画を作成し、必要な支援を行います。			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
指定特定（者）	継続	継続	継続	継続
指定障害児	継続	継続	継続	継続

【福祉教育・小地域福祉活動関係】

⑰ ボランティアセンター事業（市補助事業） 担当課：地域福祉課

目的 内容 課題	ボランティアセンターを設置し、ボランティアコーディネーターを配置することで、市民のボランティア活動に関する理解と関心を高め、ボランティア活動の育成・支援を行います。また、各種活動に参加しやすい体制の整備の支援など、活動をとおし地域における福祉コミュニティの形成を図ります。 また、教育委員会（学校）との連携を行い福祉教育の充実に取り組みます。			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
福祉教育の推進	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
ボランティア相談・登録・調整・斡旋 団体等の組織化・活動に関する支援	継続	継続	継続	継続
ボランティア活動保険の加入 促進及び加入手続き	継続	継続	継続	継続

フードドライブ及び善意銀行の受付と寄贈物品の配布システムの整備	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
(新) 市民活動者、団体、企業等の交流の促進による新たな取組みの創出	継続	継続	継続	継続

⑬ ボランティア育成活動（自主事業） 財源：共募配分金 担当課：地域福祉課

目的 内容 課題	地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりができる“お互いさま”の活動を提案しながら「いつでも・どこでも・誰でも」活動に参加できる体制や地域の繋がりを強化し、安心して地域活動が行える体制づくりに取り組みます。また、ボランティア活動や学習の機会をとおして社会の「困った」ことに気づき、地域の一人ひとりが主体的に取り組める地域づくりを行います。			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
福祉学習プログラムのコーディネート及び講師派遣（小・中・高校）	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
ボランティア体験推進	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
ボランティア団体への活動費助成	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
ボランティアサロンの設置及びボランティアの活動支援	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
ボランティア連絡協議会の活動支援	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続

⑭ 地域づくり支援事業（自主事業） 財源：共募配分金 担当課：地域福祉課

目的 内容 課題	地域において、支援を必要とする人々の生活を支えるために、住民の主体的な活動は大きな力となります。出前講座等とおして、活動の広がりや充実を図りながら、支援を必要とする世帯の日常的な見守りや、引きこもりなど課題を抱えた方の居場所づくりをはじめ地域の支えあいの環境整備を、ボランティア団体や関係機関・団体、企業等と協働して取り組みます。			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
支え合い委員会の設置による小地域福祉ネットワーク活動の推進（住民福祉活動支援）	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
うるま市地域見守りネットワーク事業	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
地域福祉活動報告冊子の作成	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続

ふれあい・いきいきサロンづくりの支援と助成(ふれあい・いきいきサロン(茶〜びら)事業)	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
子どもの居場所づくりの支援と助成(ふれあい・いきいきサロン(茶〜びら子どもの居場所づくり支援)事業)	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
学習支援の場の推進	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
多様な住民のためのフリーサロンづくりの支援	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続

⑮ 生活体制整備事業 (市受託事業)

担当課：在宅福祉課

目的 内容 課題	地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するために必要な地域の高齢者の生活ニーズや地域資源の把握を行います。又、地域の支え合い活動を推進するための人材の発掘や高齢者を含めた地域住民が主体的に活動できる生活支援サービスが創設できるよう働きかけると共に、地域の多様な関係者との情報共有と連携強化を図るための場づくりを行います。			
事業(項目)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域の高齢者の生活状況、ニーズの把握と問題提起	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
地域の支援ニーズ及び地域資源の把握	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
地域関係者や団体のネットワーク化及び人材、サービスの発掘	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
事業推進に係るコーディネーター研修等への参加	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続

福祉サービスの充実

【児童福祉活動】

担当課：地域福祉課

⑯ 児童福祉週間イベント・こいのぼり掲揚式による啓発活動 (自主事業)

財源：共募配分金・寄附金

目的 内容 課題	児童の健全育成活動や児童問題への関わりをとおして、地域で支える支援に取り組みます。また、児童福祉に関する理解や意識をより広げるため、事業の見直しを行いつつ新たな取り組みに向けての検討を行います。			
事業(項目)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
児童福祉週間イベント・こいのぼり掲揚式による啓発活動	見直し検討	強化・継続	強化・継続	強化・継続

⑰ 子ども・子育て支援ネットワーク事業（自主事業：新規）

財源：共募配分金・寄附金

担当課：地域福祉課

目的 内容 課題	うるま市の「すべての子ども達の人権や健やかな成長」を市民が考える機会をつくるとともに、子どもや家庭、それを応援する環境づくりを推進します。			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
子ども未来フェスタinうるま	→			
	継続開催	継続開催	継続開催	継続開催

【高齢者の支援】

担当課：在宅福祉課

⑱ 生きがい活動支援通所事業(地域型)：ミニデイサービス（市受託事業）

目的 内容 課題	<p>高齢者の生きがいと社会参加を促進し、社会的孤立の解消、自立生活の助長及びフレイル予防や口腔ケアなどの健康増進を図りつつ、気になる参加者の現状把握に務め、福祉推進員と情報を共有し協働で活動を実施します。また、主体的にミニデイ活動を運営する福祉推進会を支援し、より発展的な体制づくりで事業の推進を図ります。</p> <p>今後、参加者が互いに支え合う仕組みや移動手段の確立で、参加意欲の向上を図る。老人クラブとの連携を強化し、リーダー的人材の育成と活動活性化の持続する体制を構築する。また、eスポーツの普及とミニデイ活動の重要性を再認識し充実に繋げる。</p>			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生きがい活動支援通所事業（ミニデイ）	→			
	継続運営について検討	継続運営について検討	継続運営について検討	継続運営について検討

⑲ ふれあいコール事業（市受託事業）

担当課：在宅福祉課

目的 内容 課題	<p>独居高齢者に対し定期的に電話をかけることにより、その健康状態の確認と心のふれあいの提供及び緊急事態発生時の迅速な通報等を行います。</p> <p>また、包括支援センターと連携し、情報共有できる体制を整える。</p>			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ふれあいコール事業	→			
	継続	継続	継続	継続

【障がい者(児)の支援】

⑲ 障害者社会参加促進事業（市受託事業）

担当課：在宅福祉課

目的 内容 課題	<p>障がい者が有する能力及び適正に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的かつ効果的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図ります。</p>			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
点字・声の広報等 発行事業	→			
	継続	継続	継続	継続
手話奉仕員養成研修事業	→			
	継続	継続	継続	継続

朗読奉仕員養成研修事業	隔年 年度毎開催について検討	継続 年度毎開催について検討	継続 開催について検討	継続 開催について検討
点訳奉仕員養成研修事業	隔年 年度毎開催について検討	継続 年度毎開催について検討	継続 開催について検討	継続 開催について検討
福祉機器 リサイクル事業	継続	継続	継続	継続
リフト付き福祉 バス運行事業	継続	継続	継続	継続
要約筆記者派遣事業	継続	継続	継続	継続

### 【母子・父子福祉活動】

担当課：総務課

#### ⑳ 一人親世帯等新入学児童激励事業の実施（自主事業） 財源：共募配分金

目的 内容 課題	一人親世帯等の新入学児童に対して激励金を支給し、母子・父子世帯等の福祉向上に努めます。			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
一人親世帯等新入学児童激励事業	継続	継続	継続	継続

#### ㉑ 福祉団体育成活動支援（自主事業）財源：共募配分金 社協会費 担当課：総務課

目的 内容 課題	福祉団体の現状や課題を共通理解しながら、目的に沿って自主的・主体的活動を支援します。 「福祉協力会助成事業」については、事業の見直しを行い他事業への変更も含めて令和6年度に検討を行う。			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
福祉団体助成事業 （8団体）	継続	継続	継続	継続
福祉団体助成事業 （うるま市自治会長連絡協議会）	継続	継続	継続	継続
福祉協力会助成事業	見直し検討			

担当課：総務課

#### ㉒ 災害時の支援体制づくりの推進（自主事業）財源：社協会費・寄附金・共募配分金

目的 内容 課題	うるま市防災計画に位置付けられた社協の役割について、行政との協議を踏まえ明確にするとともに、災害時の対応について職員の意識を高め、自治会や事業所、地域住民や団体、企業と連携できるような体制づくりを進めていきます。 また、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を目的として、うるま市と「災害ボランティアセンターの設置及び運営に対する協力に関する協定」の締結に向けて早急に取り組みます。
----------------	--

事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
行政との連携及び協定書の締結	協議、締結	連携業務	連携業務	連携業務
災害時対応マニュアルの活用と職員への意識づけ	見直し強化	強化・継続	強化・継続	強化・継続
自主防災組織と連携した見守り活動の提案	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
災害・防災備品等整備事業の実施、各種企業、団体との連携体制の確保	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続

②③ 歳末たすけあい募金配分事業（自主事業） 財源：歳末たすけあい募金 担当課：総務課

目的 内容 課題	<p>歳末に、生活困窮世帯や一人暮らし高齢者世帯など、支援を必要とする世帯に義援金の配布や行事食お届けサービスをとおして、地域で温かいお正月を迎えられるよう取り組んでいます。また、支援方法について現在の实情にあった取り組みができないか検討する必要があります。</p> <p>また、法外援助等で制度の狭間にある生活困窮世帯に必要な資金を給付することで生活再建を支援します。</p>			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
義援金給付事業	見直し検討 事業継続	継続	継続	継続
行事食お届けサービス事業	見直し検討			
法外援助事業 ※再掲	継続	継続	継続	継続

②④ 業務推進体制の構築及び専門職員等の人材確保と質の向上  
（自主事業） 財源：社協会費 担当課：総務課

目的 内容 課題	<p>効率的な事業を推進するため、必要に応じた組織体制の再編成や人員配置及び事務分掌について、見直しに向けた検証を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期経営計画に基づく業務の推進</li> <li>・人事評価制度の本格導入及び評価実施</li> <li>・組織機構の改編</li> <li>・人員適正管理（年次計画）の策定</li> </ul> <p>また、職員の質の向上を図るため、必要な知識・技能習得に必要な研修会参加を推進し、資格取得支援を行う事によって組織体制の強化に努めます。</p>			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
中期経営計画進捗管理	進捗管理	進捗管理	進捗管理	次期策定会議
人事評価制度の導入及び評価の実施	本格実施及び見直し検討	実施・評価検討	評価を反映	評価を反映

組織機構の改編	➔			
	組織改編検討	改編実施	継続	継続
関係機関との業務調整会議、連絡会等の実施 (行政、市内各種団体等)	➔			
	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員の採用 (人員適正管理)	➔			
	年次計画の策定	継続	継続	継続
資格取得支援	➔			
	継続	継続	継続	継続
職員学習会・研修の機会の提供 (実施・派遣)	➔			
	継続	継続	継続	継続
苦情解決の体制づくり (第三者委員会の活用)	➔			
	継続	継続	継続	継続

②⑤ その他の事業（自主事業）財源：社協会費・寄附金 担当課：総務・地域福祉課

目的 内容 課題	社協が行う各種事業を実施することで、地域福祉の推進と住民への福祉サービスの充実に必要な環境整備等を行う。			
事業（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
市内社会福祉法人ネットワークの構築と社会的課題解決に向けた取り組みの創出	➔			
	協議会への移行	強化・継続	強化・継続	強化・継続
社会福祉従業者の人材確保に向けた取り組みの充実 (福祉のお仕事の開催)	➔			
	継続開催	継続開催	継続開催	継続開催
多様なニーズを抱える市民のセーフティネットの仕組みづくり(新)	➔			
	強化・継続	強化・継続	強化・継続	強化・継続
与那城社会福祉センターの管理運営	➔			
	6年度管理継続	管理者変更のため 施設利用調整	継続利用	継続利用
各種調査活動の実施	➔			
	継続	継続	継続	継続
相談援助実習の受入れ(大学生等)	➔			
	継続受け入れ	継続受け入れ	継続受け入れ	継続受け入れ
職場体験学習の受入れ	➔			
	継続受け入れ	継続受け入れ	継続受け入れ	継続受け入れ
その他、福祉に関する必要な事業等への協力及び実施	➔			
	連携・継続	連携・継続	連携・継続	連携・継続

## ■ 7 適正人員計画について

### (1) 正職員数について

令和5年4月1日現在の非常勤職員を除いた職員数は17名です。平成17年2市2町社協合併時には正職員数が28名でしたが、新規採用の抑制等に努めたことで、現在は17名（削減数△11名、削減率△39.3%）の正職員数となっております。

※うるま市の合併時、平成17年の職員数1,091名から平成29年には、841名（12年間の職員削減数は△250名、削減率は△22.9%）であり、一概には比較できませんが一定の評価をしております。

しかしながら、一方では合併後支所に対応していた業務についても縮小せざるを得なくなり、地域住民に不便をきたしながらも現職員数で業務調整を行い対応している状況です。（※第2次うるま市定員適正化計画参照）

社協において、適正人数については特に定めはなく、市町村社協は使命として「地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進する」と位置付けられていることから、地域の実情に応じて職員の配置（職員定数）を検討していくことが必要となります。

### (2) 県内市町村社協職員数の比較

県内10市及び正職員数の多い町村については、次の表のとおりであるが、職員（正職員及び非常勤職員等）の人数については、各市町村社協とも「地域の実情」「取り組む事業の規模や内容」によって相違があり、人口などによっての定数が決められているものではない。

（※令和5年度市町村社協便覧から抜粋）

市町村名	人 数		合計	自治 会数	備 考
	正職 員	非常 勤等			
うるま市	17	41	58	63	通所介護、居宅介護支援事業は令和5年6月廃止
名護市	10	26	36	55	障害児通所支援事業、幼児ことばの教室
沖縄市	9	19	28	37	
宜野湾市	13	21	32	23	児童発達支援事業所
浦添市	17	60	77	41	保育所等訪問支援事業、相談支援事業、放課後等デイサービス
那覇市	36	148	185	151	訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業、児童館、障がい者支援センター、地域ふれあいデイサービス事業

豊見城市	10	39	49	48	児童館、児童クラブ
南城市	11	37	49	70	訪問介護、居宅介護支援事業
糸満市	5	41	47	74	子どもの居場所、地域デイサービス事業
宮古島市	13	111	123	110	訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業
石垣市	6	38	44	41	障がい児通所支援事業、放課後等デイサービス事業
宜野座村	12	38	50	6	訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業
金武町	23	48	71	5	保育園、こども園、地域活動支援センター
読谷村	14	21	35	24	訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業

### (3) 本会社協の正職員の構成

正職員の年齢別の職員数（令和6年3月末現在）は、次の表のとおりであり、

年齢	男	女	合計
55～59	5	2	7
50～54	3	0	3
45～49	0	1	1
40～44	1	1	2
35～39	1	2	3
30～34	0	0	0
25～29	0	0	0
20～24	1	0	1
計	11	6	17

50代の人数が正職員の過半数を占めており、中間層（30代、40代）は6名、20代は1名と極端に低い数字となっている。

これは、合併後の新規採用職員の抑制によるものであり、今後は、専門職の採用が条件になるものの、年齢を考慮した採用を行っていかねばならない。

次に今後10年間（令和6年度～15年度）の職員定年退職（定年退職の年齢は60歳と見込む）に伴う採用予定は次の表のとおりとなる。

（※退職については該当年度の3月末日、採用は4月1日）

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	計
退職者数	2	0	1	2	2	1	0	0	1	1	10
採用人数	1	1	0	1	2	2	1	0	0	1	10
職員数計	18	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17

令和6年度末には、職員2名の定年退職を予定しているが、令和6年度において先行採用1名を予定し、令和7年度に残り1名の採用を行う。そのため令和6年度の正職員数は「18名」となるが、生活福祉資金貸付事務事業（県受託事業）より人件費の支出を行い、令和7年度には正職員数は「17名」となる。

### (4) 今後の正職員定数の考え方

前にも述べたように、社協において、適正人数については特に定めはなく、市町村社協は使命として「地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支

え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進する」と位置付けられていることから、地域の実情に応じて職員の配置（職員数）を検討していくことが必要となります。

しかしながら、正職員の人数を増やすことについては、正職員の人件費をすべて、うるま市からの「運営補助金」で賄っていることから、市との調整は不可欠なものとなり、市の財政上も厳しいことから本会としても財源確保に努めなければなりません。

なお、市と連携を密にし、地域福祉に取り組んでいくためには、本会としても必要人数の確保に努めなければならず、市などからの職員出向による形態も検討していきたいと思えます。

以上のことから、本会の正職員の適正人数については、地域の実情と取り組む事業内容によって業務量が変わることから、本会の取り組む事業についての精査（スクラップ&ビルドを含め）を行い、市と協議・連携し正職員の適正人数について取り組んでいきたい。

また、今後は本会法人の財政基盤強化により独自財源による正職員採用についても取り組んでいく必要がある。

#### **(5) 定年制及び再雇用について**

本会の定年については、「就業規則第23条第1項」に基づき「満60歳」、また、再雇用についても、「職員の再雇用に関する規程第5条第1項」に基づき、雇用期間を1年度とし5年までの更新ができるものとなっている。

しかしながら、再雇用の人件費については市からの運営補助金の対象となっており、正職員定数（17名）となっているため、今後再雇用を希望する定年退職者が出た場合は新規採用ができないこととなる。そのため、定年制及び再雇用に関する規程の見直しを早急に検討する必要がある。

#### **(6) 非常勤職員等の雇用について**

本会の非常勤職員については、県及び市からの受託事業による雇用が主であり、その事業形態及び内容によって専門職員の配置が必須となるため、人材確保及び定着に苦慮しているところである。今後は、給与及び定着に向け適正な委託料の積算を行い県及び市と協議していく必要がある。

また、本会法人が雇用する非常勤職員についても同様な考え方の元、適正な配置に努め雇用していくことが望ましい。

## ■ 8 組織体制の構築について

これまで市町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、住民参加を求めながらさまざまな事業・活動に取り組んできましたが、現在、市町村社協は、地域共生社会の実現に向け、さまざまな関係者や組織・団体と協働する「連携・協働の場」として、その役割と機能を発揮することが求められています。

特に、あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）については、令和2年の改正社会福祉法における、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援を一体的に実施する（重層的支援体制整備事業）」に重なるものであり、社協がその役割を発揮することが期待されています。

今後、本会としても本計画を推進していくためには、行政及び地域住民や関係機関等と信頼関係を密にし、持続的な経営及び業務を進めていくための組織体制の構築が必要となります。

### （1）組織体制について

本会の組織体制の構築については、本計画を推進するうえで改めて検討し整備を進めていかなければなりません。

現在行っている各種事業についても今後は「継続すべき事業」「縮小・廃止していく事業」「新たに取り組むべき事業」について再度令和6年度に検討を行い、また、本会が地域共生社会の実現の「かなめ役」、そして重層的支援体制の一翼を担っていくためにも、それを行うべき組織体制を構築いたします。

なお、新組織体制については、令和6年度に検討を行い令和7年度より実施を予定しております。

重層的支援体制整備事業は、既存制度とは別に新たな制度をつくるものではなく、既存の相談支援や地域福祉の取り組みを活かし、市と関係機関・団体や地域住民等がめざす方向を共有し、より緊密に連携することで課題解決力や支援効果を高める基盤づくりを進めるものです。

#### 【重層的支援体制整備事業に取り組む際のポイント】

- ①既にある仕組みや活動を活かす
- ②地域福祉計画や地域福祉活動計画との連動
- ③個別支援と地域づくりの一体的な展開
- ④社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員との連携・協働
- ⑤福祉分野以外の主体との連携・協働
- ⑥権利擁護支援のネットワークとの連動
- ⑦事業受託の推進と組織体制の強化

(※市区町村社協 中期経営計画策定の手引き参照)

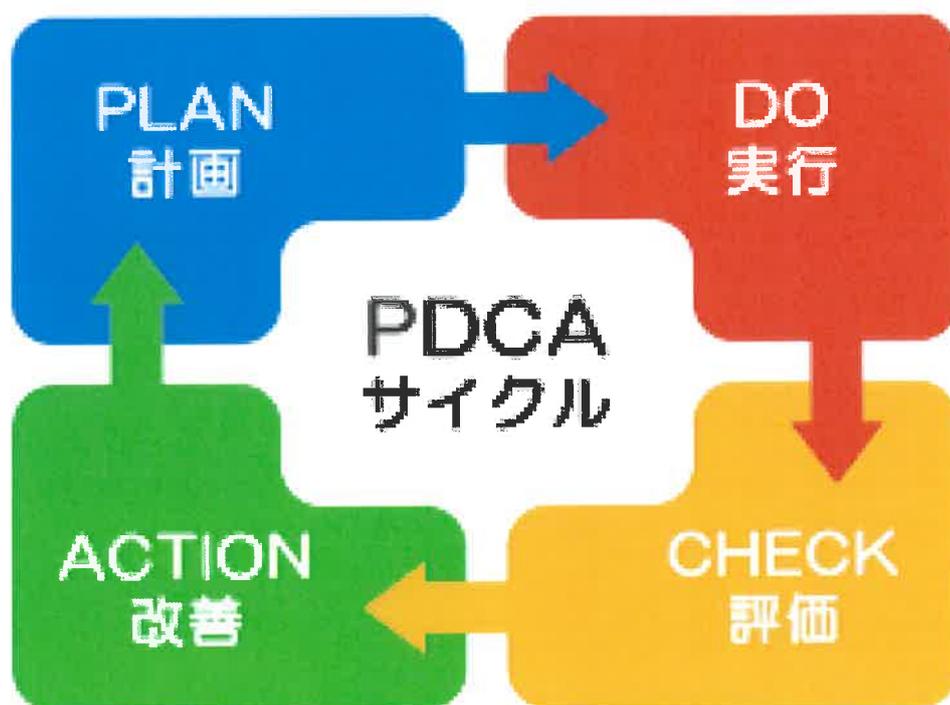
## ■ 9 計画の推進・進行管理

計画の推進にあたっては、実施項目ごとの計画に基づき年度ごとに実施するものとし、本会の単年度事業計画にも計画内容を反映させることにより、新たに設置する「うるま市社会福祉協議会運営委員会（仮称）」において、進捗状況等を点検、評価し、結果を理事会・評議員会へ報告するとともに、社協ホームページにて公表致します。

進行管理については、PDCAサイクルに基づき行うものとし、必要に応じて方策を見直し、改善を行ったうえで、次年度以降の事業計画に反映し、実施するものとしします。

### PDCAサイクルとは

マネジメントサイクルの1つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスの順に実施します。最後のActionではCheckの結果から、最初のPlanの内容を継続（定着）・修正・破棄にいずれかにして、次回のPlanに結びつけます。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法がPDCAサイクルです。





# 巻末資料

- (1) 中期経営計画策定委員会設置規程及び委員名簿
- (2) 策定の経緯
- (3) うるま市社会福祉協議会組織図（令和6年3月現在）



# 社会福祉法人うるま市社会福祉協議会 中期経営計画策定委員会設置規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、定款第33条の規定に基づき、事務事業の在り方について検討するため、うるま市社会福祉協議会中期経営計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 策定委員会は、うるま市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、うるま市社会福祉協議会中期経営計画の策定に必要な事項を調査及び審議をし、その意見を答申するものとする。

## (組織)

第3条 策定委員会は、うるま市社会福祉協議会中期経営計画策定委員（以下「委員」という。）10名以内で組織する。

2 策定委員は、次の各号に掲げる者のうちから参画できるものとし、会長が指名する。

- (1) 市自治会を代表する者
- (2) 福祉団体を代表する者
- (3) 社会福祉協議会の役職員及び理事、評議員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他

## (任期)

第4条 委員の任期は、会長から指名された日から令和6年3月31日までとする。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会議を運営する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(委員の報酬)

第7条 委員の報酬は、日額4,000円を支給する。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に策定委員会に出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会、作業部会)

第9条 策定委員会議をスムーズに進捗させるために、幹事会及び作業部会を設置することができる。

2 幹事会及び作業部会に、部会以外の者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、社協内に置く。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、策定委員会の開催に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程により、最初に開催する策定委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず会長が招集する。

2 この規程は、令和5年7月1日から施行する。但し、第9条に定める幹事会、作業部会の事務については施行前に実施できるものとする。

## うるま市社会福祉協議会中期経営計画策定委員会名簿

任期：令和5年7月1日～令和6年3月31日

No.	氏名	所属	備考
1	てるや 照屋 義正	うるま市社会福祉協議会 理事	福祉団体（市老連）
2	まつだ 松田 富雄	うるま市社会福祉協議会 理事	福祉団体（民児協）
3	いは 伊波 勇	うるま市社会福祉協議会 理事	社協副会長
4	もりね 森根 隆	うるま市社会福祉協議会 理事	自治会長会代表
5	あらかき 新垣 壮大	うるま市社会福祉協議会 理事	元商工会長
6	はまばた 浜端 良光	うるま市社会福祉協議会 理事	学識経験者
7	ふとり 太 直美	うるま市社会福祉協議会 理事	社福法人代表
8	みやざと 宮里 剛	うるま市自治会長会連絡協議会会長	自治会長代表 （社協評議員）
9	うえち 上地 武昭	おきなわ地域福祉研究会会長	沖縄大学名誉教授
10	こうち 幸地 美和	うるま市福祉部長	行政

## うるま市社会福祉協議会中期経営計画幹事会名簿

任期：令和5年7月1日～令和6年3月31日

No.	氏名	所属	備考
1	うえはら みつる 上原 満	うるま市社会福祉協議会	常務理事
2	はまはた じゅんいち 浜端 淳一	うるま市社会福祉協議会	事務局長兼総務課長
3	ひが ともこ 比嘉 智子	うるま市社会福祉協議会	次長兼地域福祉課長
4	なかむら かおる 仲村 薫	うるま市社会福祉協議会	在宅福祉課長
5	おおしろ まなぶ 大城 学	うるま市福祉部福祉政策課	課長（行政より）
6	あかみね やすみ 赤嶺 安美	うるま市子ども未来部子ども政策課	課長（行政より）

【中期経営計画アドバイザー】 任期：令和5年7月1日～令和6年3月31日

NO	氏名	所属	備考
1	うえち たけあき 上地 武昭	おきなわ地域福祉研究会会長	アドバイザー 策定委員

## うるま市社会福祉協議会中期経営計画作業部会名簿

【総務法人経営部会名簿】

任期：令和5年7月1日～令和6年3月31日

No.	氏名	職名	備考
1	くわえ りょうや 桑江 良也	総務課庶務係長	部会長
2	みやざと つかさ 宮里 司	総務課経理係長	副部会長
3	ぐしけん りょうこ 具志堅 涼子	総務課企画係長	部会員

4	かねいろ かおる 兼城 薫	総務課企画係	部会員
5	こはぐら みなこ 古波蔵 美奈子	総務課経理係	部会員
6	またよし きみはる 又吉 君治	総務課経理係	部会員
7	たかせ ゆきみ 高瀬 幸美	総務課庶務係（非常勤）	部会員
8	はまはた じゅんいち 浜端 淳一	事務局長兼総務課長	アドバイス

### 【地域福祉活動推進部会名簿】

任期：令和5年7月1日～令和6年3月31日

No.	氏名	所属	備考
1	まつもと まなぶ 松本 学	地域福祉課福祉利用援助係長	部会長
2	なかむら ちかこ 仲村 哉子	地域福祉課地域福祉係長	副部会長
3	あらかき なみこ 新垣 菜見子	地域福祉課福祉利用援助係	部会員
4	あかみね ひでゆき 赤嶺 秀幸	地域福祉課地域係	部会員
5	たいら ゆうり 平良 優里	地域福祉課地域係	部会員
6	やまね だいち 山根 大知	地域福祉課地域係	部会員
7	ひが ともこ 比嘉 智子	事務局次長兼地域福祉課長	アドバイス

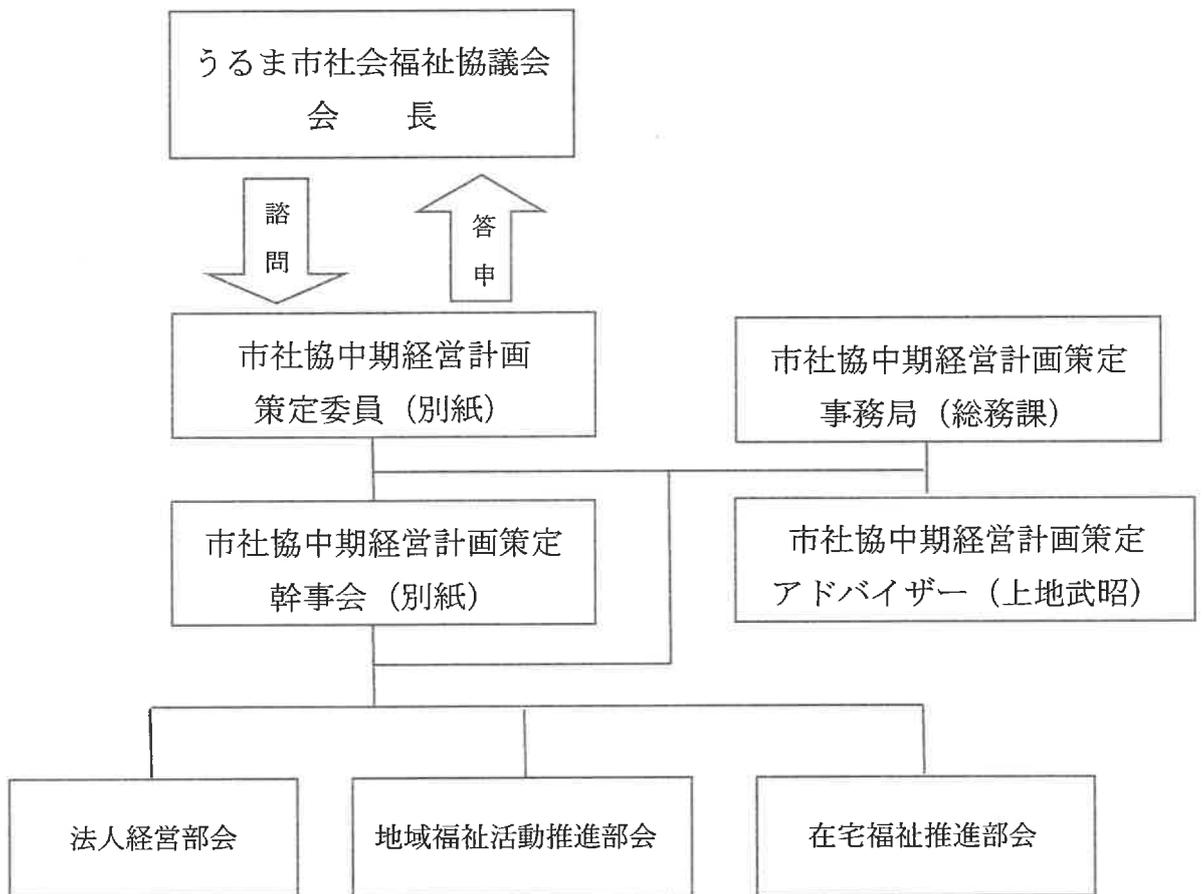
### 【在宅福祉推進部会名簿】

任期：令和5年7月1日～令和6年3月31日

No.	氏名	所属	備考
1	しまぶくろ こうじん 島袋 恒仁	在宅福祉課団体支援係長	部会長
2	まえもり さとし 前盛 智	在宅福祉課高齢者支援係長	副部会長

3	うちま さとみ 内間 里美	在宅福祉課高齢者支援係	部会員
4	さくもと ときこ 佐久本 時子	在宅福祉課高齢者支援係	部会員
5	まつだ たかこ 松田 貴子	在宅福祉課高齢者支援係	部会員
6	しまだ ともこ 島田 朋子	在宅福祉課高齢者支援係	部会員
	なかむら かおる 仲村 薫	在宅福祉課長	アドバイス

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会  
中期経営計画体系図



- ・幹事会については、行政職員2名配置する。(福祉部、子ども未来部より)
- ・各作業部会へ担当(アドバイス)として管理職を配置する。
- ・全体アドバイザー及び策定委員として「上地武昭先生」を委嘱する。
- ・各作業部会に非常勤職員も配置する。(人数及び選抜については各部会で対応する。)

○ 策定の経緯

会議名	開催日	内 容
策定委員会	令和5年 9月7日(木)	<b>第1回中期経営計画策定委員会</b> ・社協会長より諮問 <b>【報告・議案】</b> ・諮問に係る市社協の現状及び課題について ・中期経営計画の期間について ・今後のスケジュールについて
	令和5年 10月26日(木)	<b>第2回中期経営計画策定委員会</b> <b>【報告・議案】</b> ・「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」から見える課題 ・「うるま市社協中期経営計画」の構成について
	令和5年 12月25日(月)	<b>第3回中期経営計画策定委員会</b> <b>【報告・議案】</b> ・「うるま市社協職員の思い、やりがいアンケート」結果について ・うるま市社協中期経営計画の取組み内容について
	令和6年 2月21日(水)	<b>第4回中期経営計画策定委員会</b> <b>【報告・議案】</b> 「うるま市社協中期経営計画(案)」について
幹事会	令和6年 2月13日(火)	<b>第1回中期経営計画幹事会</b> <b>【報告・議案】</b> ・「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」から見える課題 ・「うるま市社協職員の思い、やりがいアンケート」結果について ・第1回～第3回策定委員会からの意見 ・「うるま市社会福祉協議会中期経営計画(案)」について
作業部会	令和5年 12月12日(火)	<b>第1回作業部会(全体会議)</b> <b>【協議内容】</b> ・「市区町村社協経営指針に基づくチェックリスト」から見える課題 ・第1回・第2回策定委員会議にて各委員からの意見 ・社協職員の行動原則等の検討依頼 ・現在行っている各事業の精査
	令和6年 2月19日(月)	<b>第2回作業部会(全体会議)</b> <b>【協議内容】</b> ・「中期経営計画(案)」について説明 ・「中期経営計画(案)」6P以降に係る修正等 ・今後の「中期経営計画」の取組み

作業部会	総務法人経営	令和6年 1月12日 (金)	第1回総務法人経営作業部会 6 計画の体系に基づく、取り組みの課題、今後の方向性 (案) の役割分担
		令和6年 2月7日 (木)	第2回総務法人経営作業部会 社協職員スローガン及び行動原則 (案) の検討
	地域福祉活動推進	令和5年 12月21日 (木)	第1回地域福祉推進部会 職員行動原則ワークショップ テーマ「社協職員として大切にしている価値観や行動」
		令和6年 1月4日 (火)	第2回地域福祉推進部会 社協職員スローガン及び行動原則 (案) の検討
	在宅福祉推進	令和6年 1月9日 (火)	生きがい活動支援通所事業 (個別部会) ・行動原則 ・目標と方向性について
		令和6年 1月9日 (火)	団体支援 (個別部会) ・行動原則 ・今後の支援の在り方 ・老人クラブ事務所の 確保に向けて
		令和6年 1月15日 (月)	生活支援体制整備事業 (個別部会) ・行動原則 ・今後の方向性 ・関係団体との連携について
	作業部会 全体作業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「6 計画体系に基づく、個別取り組みの課題、今後の方向性」</li> <li>・「7 社協が取り組む個別事業の課題、今後の方向性」</li> </ul> 上記2件についての修正作業及び提出について (提出期限 2月9日 (金))

# うるま市社会福祉協議会 機構図

(令和6年3月現在)

